

成年被後見人の法律行為 管業 R02-03-1 <<#454>>

【問】 正誤をつけよ。

Aが所有するマンションの一住戸甲を売却した。成年被後見人であるAが、甲を第三者に売却した場合に、Aが成年後見人Bの事前の同意を得ていたときは、Aは、甲の売買を取り消すことができない。

【答え】 誤り

<<ポイント1>> 成年被後見人の法律行為

成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。（民法9条）。

<<ポイント2>> 成年後見人の同意権

成年後見人には同意権はない。

⇒ 成年後見人の同意を得て行った行為も、成年被後見人は、原則として、取り消すことができる